

各 位

管理会社名 日興アセットマネジメント株式会社
 代表者名 代表取締役社長 安倍 秀雄
 問合せ先 E T F ビジネス開発部 今井 幸英
 (TEL. 03-6447-6581)

株式等の決済期間短縮化（T+2化）に伴う
上場投資信託（E T F）の投資信託約款の変更に関するお知らせ

さて、弊社設定の「上場インデックスファンド」シリーズのうち、対象となるE T F（以下、対象E T Fといいます。）につきまして、2019年7月17日付で以下の約款変更の実施を決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 対象E T F

	対象E T F	銘柄コード
1.	上場インデックスファンドTOP I X	1308
2.	上場インデックスファンド2 2 5	1330
3.	上場インデックスファンドJリート（東証R E I T指数）隔月分配型	1345
4.	上場インデックスファンドMSCI 日本株高配当低ボラティリティ	1399
5.	上場インデックスファンド日本高配当（東証配当フォーカス100）	1698

2. 変更の内容およびその理由

わが国の金融商品取引所に上場されている株式や投資信託証券の売買にかかる決済日が、取引日の3営業日後（T+3）から2営業日後（T+2）に短縮されることに伴ない、投資家の利便性向上の観点から、対象E T Fについて以下の変更を行なうべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

- 各対象E T Fについて、投資している上場株式や上場投資信託証券の権利付最終日から権利確定日までの期間が1営業日短縮されるため、受益権の取得および交換の申込不可日もこれに合わせて変更いたします。
- 各対象E T Fについて、分配金予想額の開示日が計算期間終了日の2営業日前（計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前）に変更されるため、受益権の取得および交換の申込不可日もこれに合わせて変更いたします。
- 各対象E T Fについて、受益権の交換における受渡期間が1営業日短縮されるため、交換受渡日を「交換請求日から起算して3営業日目」に変更いたします。

※投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙をご参照ください。

3. 日程

内閣総理大臣への届出日 : 2019年7月16日

変更日 : 2019年7月17日

4. 書面決議の手続き等

今回の約款変更は当該投資信託の商品性には何ら影響を与えるものではなく、「その変更の内容が重大なもの」には該当しないため、書面による決議または異議申立手続きのいずれも行ないません。

別紙. 投資信託約款の新旧対照表

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (略)</p> <p>④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 東証株価指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の<u>3営業日間</u> 東証株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 第34条に定める計算期間終了日の<u>2営業日前以降の2営業日間</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u>） この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき <p>⑤～⑩ (略)</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (同 左)</p> <p>④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 東証株価指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の<u>4営業日間</u> 東証株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 第34条に定める計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前以降の4営業日間</u>） この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき <p>⑤～⑩ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換) 第42条 ①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 東証株価指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の<u>3営業日間</u> 東証株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 第34条に定める計算期間終了日の<u>2営業日前以降の2営業日間</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u>） この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき 	<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換) 第42条 ①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 東証株価指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の<u>4営業日間</u> 東証株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 第34条に定める計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前以降の4営業日間</u>） この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

④～⑬（略）	④～⑬（同 左）
（受益権と信託財産に属する株式との交換の指図等） 第43条	（受益権と信託財産に属する株式との交換の指図等） 第43条
①～②（略）	①～②（同 左）
③受託者は、交換のための振替受益権の抹消予定の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する株式の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとし、原則として当該第一種金融商品取引業者に交換請求日から起算して <u>3営業日目</u> から信託財産に属する株式の交付を行ないます。	③受託者は、交換のための振替受益権の抹消予定の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する株式の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとし、原則として当該第一種金融商品取引業者に交換請求日から起算して <u>4営業日目</u> から信託財産に属する株式の交付を行ないます。
④～⑥（略）	④～⑥（同 左）

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (略)</p> <p>④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日経平均株価構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の<u>3営業日間</u> 2. 日経平均株価構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第34条に定める計算期間終了日の<u>2営業日前以降の2営業日間</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u>） 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>⑤～⑩ (略)</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (同 左)</p> <p>④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日経平均株価構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の<u>4営業日間</u> 2. 日経平均株価構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第34条に定める計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前以降の4営業日間</u>） 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>⑤～⑩ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換) 第42条 ①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日経平均株価構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の<u>3営業日間</u> 2. 日経平均株価構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第34条に定める計算期間終了日の<u>2営業日前以降の2営業日間</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u>） 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>④～⑬ (略)</p>	<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換) 第42条 ①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日経平均株価構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の<u>4営業日間</u> 2. 日経平均株価構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第34条に定める計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前以降の4営業日間</u>） 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>④～⑬ (同 左)</p>

<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換の指図等) 第43条 ①～② (略)</p> <p>③受託者は、交換のための振替受益権の抹消予定の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する株式の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとし、原則として当該第一種金融商品取引業者に交換請求日から起算して<u>3営業日目</u>から信託財産に属する株式の交付を行ないます。</p> <p>④～⑥ (略)</p>	<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換の指図等) 第43条 ①～② (同 左)</p> <p>③受託者は、交換のための振替受益権の抹消予定の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する株式の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとし、原則として当該第一種金融商品取引業者に交換請求日から起算して<u>4営業日目</u>から信託財産に属する株式の交付を行ないます。</p> <p>④～⑥ (同 左)</p>
--	--

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (略)</p> <p>④前項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。ただし、次の各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得申込を受け付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東証REIT指数の権利落日（分配落日を除きます。）の前営業日以降の<u>3営業日間</u> 2. 東証REIT指数構成銘柄の変更および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第32条に定める計算期間終了日の<u>2営業日前</u>以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>3営業日前</u>以降の3営業日間） 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>⑤～⑧ (略)</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (同 左)</p> <p>④前項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。ただし、次の各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得申込を受け付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東証REIT指数の権利落日（分配落日を除きます。）の前営業日以降の<u>4営業日間</u> 2. 東証REIT指数構成銘柄の変更および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第32条に定める計算期間終了日の<u>3営業日前</u>以降の3営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前</u>以降の4営業日間） 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>⑤～⑧ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換) 第40条 ①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けられないものとします。ただし、次の各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、交換請求を受け付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東証REIT指数構成銘柄の権利落日（分配落日を除きます。）の前営業日以降の<u>3営業日間</u> 2. 東証REIT指数構成銘柄の変更および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第32条に定める計算期間終了日の<u>2営業日前</u>以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日 	<p>(受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換) 第40条 ①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けられないものとします。ただし、次の各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、交換請求を受け付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東証REIT指数構成銘柄の権利落日（分配落日を除きます。）の前営業日以降の<u>4営業日間</u> 2. 東証REIT指数構成銘柄の変更および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. 第32条に定める計算期間終了日の<u>3営業日前</u>以降の3営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日

<p>の場合は、当該計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u>)</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑫ (略)</p>	<p>の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前以降の4営業日間</u>)</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑫ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換の指図等)</p> <p>第41条</p> <p>①～② (略)</p> <p>③受託者は、交換のための振替受益権の抹消予定の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する不動産投資信託証券の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとし、原則として当該第一種金融商品取引業者に交換請求日から起算して<u>3営業日目</u>から信託財産に属する不動産投資信託証券の交付を行ないます。</p> <p>④ (略)</p>	<p>(受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換の指図等)</p> <p>第41条</p> <p>①～② (同 左)</p> <p>③受託者は、交換のための振替受益権の抹消予定の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する不動産投資信託証券の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとし、原則として当該第一種金融商品取引業者に交換請求日から起算して<u>4営業日目</u>から信託財産に属する不動産投資信託証券の交付を行ないます。</p> <p>④ (同 左)</p>

約款の新旧対照表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (略)</p> <p>④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の<u>3営業日間</u> MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 第32条に定める計算期間終了日の<u>2営業日前以降の2営業日間</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u>） この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>⑤～⑩ (略)</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (同 左)</p> <p>④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の<u>4営業日間</u> MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 第32条に定める計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前以降の4営業日間</u>） この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>⑤～⑩ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換) 第41条 ①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けけないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の<u>3営業日間</u> MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 第32条に定める計算期間終了日の<u>2営業日前以降の2営業日間</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u>） この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 	<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換) 第41条 ①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けけないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の<u>4営業日間</u> MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 第32条に定める計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前以降の4営業日間</u>） この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間

<p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑬（略）</p>	<p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑬（同 左）</p>
<p>（受益権と信託財産に属する株式との交換の指図等） 第42条 ①～②（略）</p> <p>③受託者は、交換のための振替受益権の抹消予定の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する株式の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとし、原則として当該第一種金融商品取引業者に交換請求日から起算して<u>3営業日目</u>から信託財産に属する株式の交付を行ないます。</p> <p>④～⑥（略）</p>	<p>（受益権と信託財産に属する株式との交換の指図等） 第42条 ①～②（同 左）</p> <p>③受託者は、交換のための振替受益権の抹消予定の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する株式の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとし、原則として当該第一種金融商品取引業者に交換請求日から起算して<u>4営業日目</u>から信託財産に属する株式の交付を行ないます。</p> <p>④～⑥（同 左）</p>

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (略)</p> <p>④前項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の権利落日（配当落日および分配落日を除きます。）の前営業日以降の <u>3 営業日間</u> 2. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の変更、増減資等に伴う株数および口数の変更日の <u>3 営業日前</u>以降の <u>6 営業日間</u> 3. 第32条に定める計算期間終了日の <u>2 営業日前</u>以降の <u>2 営業日間</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>3 営業日前</u>以降の <u>3 営業日間</u>） 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前 <u>5 営業日間</u> 5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>⑤～⑩ (略)</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (同 左)</p> <p>④前項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の権利落日（配当落日および分配落日を除きます。）の前営業日以降の <u>4 営業日間</u> 2. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の変更、増減資等に伴う株数および口数の変更日の <u>3 営業日前</u>以降の <u>6 営業日間</u> 3. 第32条に定める計算期間終了日の <u>3 営業日前</u>以降の <u>3 営業日間</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>4 営業日前</u>以降の <u>4 営業日間</u>） 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前 <u>5 営業日間</u> 5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>⑤～⑩ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券との交換) 第40条 ①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けられないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の権利落日（配当落日および分配落日を除きます。）の前営業日以降の <u>3 営業日間</u> 2. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の変更、増減資等に伴う株数および口数の変更日の <u>3 営業日前</u>以降の <u>6 営業日間</u> 3. 第32条に定める計算期間終了日の <u>2 営業日前</u>以降の <u>2 営業日間</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>3 営業日前</u>以降の <u>3 営業日間</u>） 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前 <u>5 営業日間</u> 5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運 	<p>(受益権と信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券との交換) 第40条 ①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けられないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の権利落日（配当落日および分配落日を除きます。）の前営業日以降の <u>4 営業日間</u> 2. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の変更、増減資等に伴う株数および口数の変更日の <u>3 営業日前</u>以降の <u>6 営業日間</u> 3. 第32条に定める計算期間終了日の <u>3 営業日前</u>以降の <u>3 営業日間</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>4 営業日前</u>以降の <u>4 営業日間</u>） 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前 <u>5 営業日間</u> 5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運

<p>用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑬ (略)</p>	<p>用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑬ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券との交換の指図等)</p> <p>第41条</p> <p>①～② (略)</p> <p>③受託者は、交換のための振替受益権の抹消予定の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する株式および上場不動産投資信託証券の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとし、原則として当該第一種金融商品取引業者に交換請求日から起算して<u>3営業日目</u>から信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券の交付を行ないます。</p> <p>④～⑥ (略)</p>	<p>(受益権と信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券との交換の指図等)</p> <p>第41条</p> <p>①～② (同 左)</p> <p>③受託者は、交換のための振替受益権の抹消予定の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する株式および上場不動産投資信託証券の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとし、原則として当該第一種金融商品取引業者に交換請求日から起算して<u>4営業日目</u>から信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券の交付を行ないます。</p> <p>④～⑥ (同 左)</p>